

吉野川水系河川整備計画【案】について

四国地方整備局では、現在「吉野川水系河川整備計画」の策定に向けた取り組みを行っています。

この取り組みにおいて、平成20年12月24日に「吉野川水系河川整備計画【原案】」を公表し、流域住民の方々を対象とした公聴会を実施するとともに、専門的立場の学識経験者、市町村長からご意見をうかがってきたところです。

また、パブリックコメントにより広く意見を募集し、たくさんのご意見をいただきました。

これら皆様からいただいたご意見をもとに、【原案】を修正し、「吉野川水系河川整備計画【案】」を作成しましたので公表いたします。

今後、この「吉野川水系河川整備計画【案】」について河川法に基づき関係県知事の意見聴取を行うと共に、関係機関の意見聴取を行い、吉野川水系河川整備計画の策定を進めていきます。

吉野川水系河川整備計画HP :

<http://www.skr.mlit.go.jp/tokushima/yoshinoriver/>

平成21年 6月 1日

国土交通省四国地方整備局

お問い合わせ先

国土交通省 四国地方整備局 河川計画課長 いしはら まさのり 石原 雅規

電話 : (087) 851-8061 (内線3611)

国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所

副所長 もりなが みのる 森長 稔

電話 : (088) 654-2211 (内線206)

同時提供場所 : 徳島県政記者クラブ・池田記者クラブ・四国中央記者クラブ
・高知新聞社嶺北支局

【発表内容】

- 吉野川水系河川整備計画 策定の流れについて
- 吉野川水系河川整備計画に対する主な意見とその対応について
- 吉野川水系河川整備計画【案】の閲覧等について：【別紙－１】
- 吉野川水系河川整備計画【案】－吉野川の河川整備（国管理区間）－について
：【別紙－２】
- 吉野川水系河川整備計画【案】－吉野川の河川整備（国管理区間）－
概要版：【別紙－３】
- 様々なご意見を踏まえた今後の取り組みについて：【別紙－４】

【配布資料】

- 吉野川水系河川整備計画 策定の流れ
- 吉野川水系河川整備計画に対する主な意見とその対応
- 記者発表本文：吉野川水系河川整備計画【案】について
- 吉野川水系河川整備計画【案】－吉野川の河川整備（国管理区間）－
- 吉野川水系河川整備計画【原案】に係る「ご意見・ご質問」に対する四国地方整備局の考え方について

吉野川水系河川整備計画【案】の閲覧等について

1. 閲覧資料の入手方法

◆平成21年 6月 2日(火)より、下記ホームページにて入手できます。

吉野川水系河川整備計画HP: <http://www.skr.mlit.go.jp/tokushima/yoshinoriver/>

(四国地方整備局及び徳島河川国道事務所、四国山地砂防事務所、
吉野川ダム統合管理事務所のホームページからも、上記へリンクしております。)

2. 閲覧資料

- ①吉野川水系河川整備計画【案】平成21年 6月
- ②吉野川水系河川整備計画【案】(修正箇所表示版)平成21年 6月
- ③吉野川水系河川整備計画【原案】に係る「ご意見・ご質問」に対する
四国地方整備局の考え方について平成21年 6月

3. 資料の閲覧場所

平成21年 6月 2日(火)より、以下の関係機関において、開庁時間内に閲覧できます。

◆閲覧場所

	機 関 名	住 所
国土交通省	四国地方整備局	香川県高松市サンポート3番33号
	徳島河川国道事務所	徳島県徳島市上吉野町3丁目35
	吉野川鴨島出張所	徳島県吉野川市鴨島町喜来字乗島529-5
	吉野川上板出張所	徳島県板野郡上板町瀬部字鳥屋267-2
	吉野川貞光出張所	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字馬出91-1
	吉野川美馬出張所	徳島県美馬市美馬町字喜来市65-3
	旧吉野川出張所	徳島県板野郡藍住町奥野字乾126-32
	四国山地砂防事務所	徳島県三好市井川町西井川68-1
	吉野川砂防出張所	高知県長岡郡本山町本山字地主脇 465-6
	吉野川ダム統合管理事務所	徳島県三好市池田町西山谷尻4235-1
	柳瀬ダム管理支所	愛媛県四国中央市金砂町小川山乙1623-1
(独)水資源機構	吉野川局	香川県高松市天神前10-1
	旧吉野川河口堰管理所	徳島県徳島市川内町榎瀬841
	池田総合管理所	徳島県三好市池田町西山谷尻4235-1
	早明浦ダム・高知分水管理所	高知県土佐郡土佐町田井6591-5
	新宮ダム管理所	愛媛県四国中央市新宮町大字馬立1144
	富郷ダム管理所	愛媛県四国中央市富郷町津根山353-6

※なお、上記以外で土・日・祝日のみ石井河川防災ステーション(名西郡石井町藍畑西覚円)にて閲覧可能です。

吉野川水系河川整備計画【案】－吉野川の河川整備(国管理区間)－について

1. 経緯

■ 四国地方整備局では、平成 18 年度より吉野川水系河川整備計画の策定に向けて、取り組みを進めてきました。

■ 平成 18 年 6 月 23 日に「吉野川水系河川整備計画【素案】」、平成 18 年 12 月 18 日に「吉野川水系河川整備計画【修正素案】」、平成 19 年 10 月 16 日に「吉野川水系河川整備計画【再修正素案】」を公表し、学識経験者、流域住民、流域市町村長の皆様からのご意見を伺ってきたところです。

これら【素案】等に関する意見聴取の取り組みとして、「流域住民の意見を聴く会」を延べ 23 回、「学識者会議」を延べ 3 回、「流域市町村長の意見を聴く会」を延べ 9 回、パブリックコメントを 3 回実施してきました。

この「意見を聴く会」等でいただいたご意見数は以下のとおりです。

◆【素案】に対するご意見数（第 1 回）	: 819 件
◆【修正素案】に対するご意見数（第 2 回）	: 1110 件
◆【再修正素案】に対するご意見数（第 3 回）	: 777 件
	<u>合計 : 2706 件</u>

■ このご意見を出来る限り反映し、吉野川水系河川整備計画【原案】を作成し、平成 20 年 12 月 24 日に公表しました。

この【原案】について、河川法（第 16 条の 2 第 4 項）に基づく公聴会を 3 回実施するとともに、学識経験者及び流域市町村長に対する意見照会、パブリックコメントを行い、さらにご意見をお聴きしたところです。

「公聴会」等で頂いたご意見数は以下のとおりです。

◆【原案】に対するご意見数	: 277 件
---------------	---------

■ これまでの取り組みにより、合計で 2983 件のご意見を頂いたところです。

■ 今回、公聴会等で頂いたご意見を出来る限り反映し、「吉野川水系河川整備計画【案】」を作成しましたので、河川法（第 16 条の 2 第 5 項）に基づき関係県知事の意見聴取を行うと共に、関係機関の意見聴取を行います。

2. 公聴会等における主な意見

- 【原案】について、公聴会、学識経験者・流域市町村長の意見照会、パブリックコメントを実施し、さまざまなご意見を頂きました。
- 【原案】の内容に対して頂いたご意見の主なテーマとその内容については以下のとおりです。

公 聴 会

上流域：●早明浦ダムにおける濁水対策

- 濁水に対する具体的対策を明記すべき

●早明浦ダムにおける環境の現状

- 冷水放流に対する水温基準の策定等をすべき

●県管理区間の直轄化要望

- 早明浦ダム下流区間を、濁水被害の著しい流域として、国管理区間に変更して欲しい

中流域：●吉野川本川堤防の整備の進め方

- 無堤地区の早期着手着工を望む

●多自然川づくりの検討

- 水辺環境を創出するため、伝統工法を取り入れるべきである

●河川整備計画の策定スケジュール

- 地域の生命と財産を守るため、速やかな計画決定を要望する

下流域：●河川整備計画の策定スケジュール

- 整備計画を早期に策定してほしい

●旧吉野川板東谷川下流の実施に関する計画内容

- 無堤地区の早期整備を望む
- 整備計画に含まれていない未整備箇所の早期解消を望む

●森林による流出抑制

- 定量評価し森林の多面的機能を活かした計画に変更すべき
- 森林の効果は安全弁程度で考えておくべき

●内水対策の進め方

- 整備の優先順位やスケジュールを明記すべき

学 識 者

●環境目標の明確化

- 基本理念や目標が曖昧であり、再検討を望む

●加茂第二箇所の実施に関する計画内容

- 景観を検討する懇談会は整備計画立案時のみならず、工事実施の計画立案時にも是非機能させていただきたい

●環境保全に対する地域住民等との連携

- 河川環境における関係自治体・地域住民との連携・協働を図る仕組みを作る努力が必要

流域市町村長

上流域：●県管理区間の直轄化要望

- 早明浦ダム下流の流域住民が被害を被り続けている認識があるのなら、ダム管理にあたる国において責任ある管理をすべき

●早明浦ダムにおける濁水対策

- 明確な目標や対策等の具体的内容について明記すべき

●森林に関する他機関との連携

- 森林整備を整備局、森林管理局、各自治体が共有・連携していく事が必要

中流域：●河川整備計画の策定スケジュール

- 整備計画を早急に完成させ築堤に取り組んでいただきたい

●吉野川の洪水を安全に流下させるための対策

- 地域の文化や歴史・景観に配慮した堤防整備の計画検討を望む

下流域：●内水対策の進め方

- 排水機場の能力アップを行って頂きたい
- 内水対策の積極的な推進

●河川整備計画の策定スケジュール

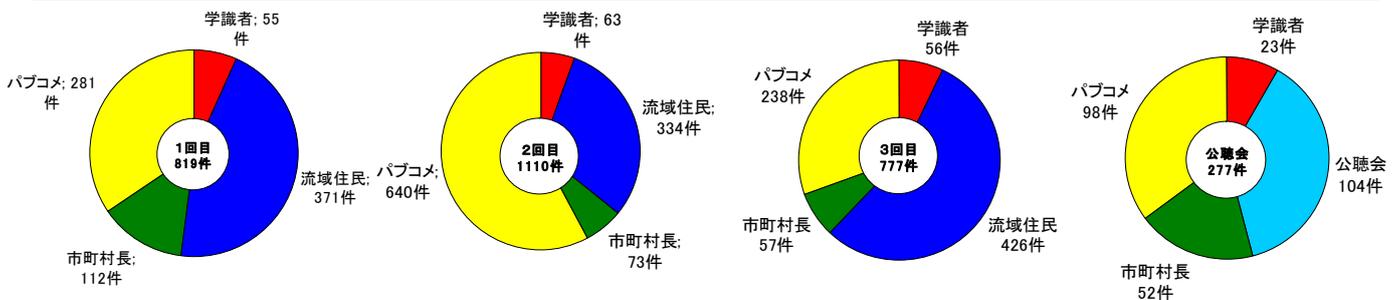
- 早期策定と事業着手及び早期事業完成を強く希望する

●浸透対策

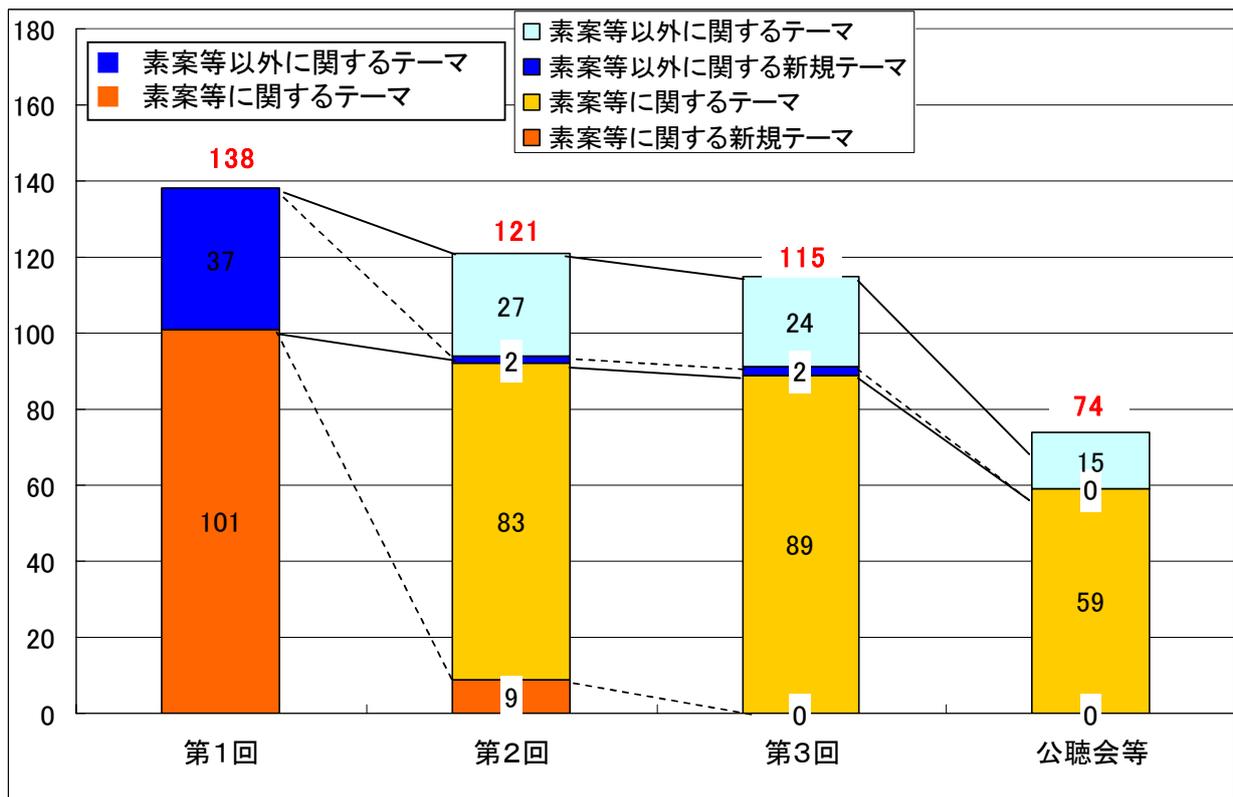
- 漏水対策工事の継続を要望する

「吉野川水系河川整備計画」に係る意見聴取結果概要

分類	意見数				
	第1回	第2回	第3回	公聴会等	計
■【素案】等に関する意見	514件	742件	472件	207件	1935件
河川整備計画全般	111件	161件	115件	38件	425件
洪水、高潮等による災害の防止または軽減	178件	187件	144件	73件	582件
河川水の適正な利用	16件	41件	42件	5件	104件
河川環境の整備と保全	131件	183件	100件	74件	488件
維持・管理	78件	170件	71件	17件	336件
■【素案】等以外に関する意見	305件	368件	305件	70件	1048件
吉野川水系河川整備計画の進め方について	159件	104件	170件	42件	475件
抜本的な第十堰の対策のあり方について	52件	89件	25件	10件	176件
直轄管理区間外の整備等について	29件	66件	41件	13件	149件
国土交通行政へのご意見・ご質問について	20件	28件	5件	2件	55件
その他	45件	81件	64件	3件	193件
合計	819件	1110件	777件	277件	2983件

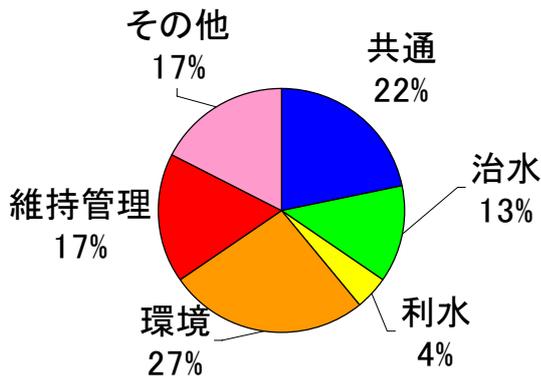


■新規テーマとその意見数

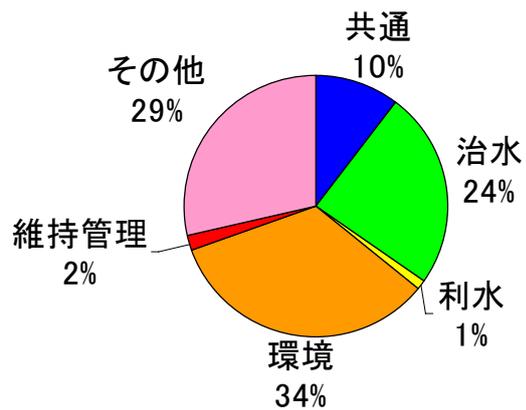


会場別意見の項目別分類(公聴会等)

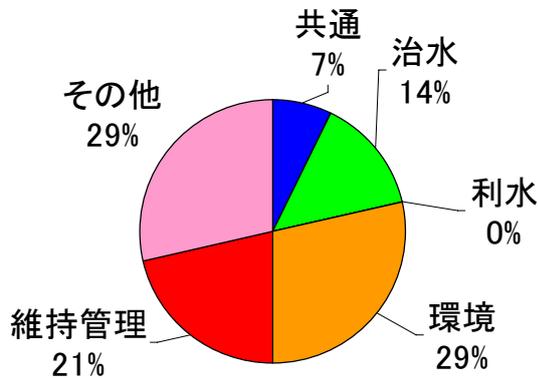
原案に対する学識者意見照会



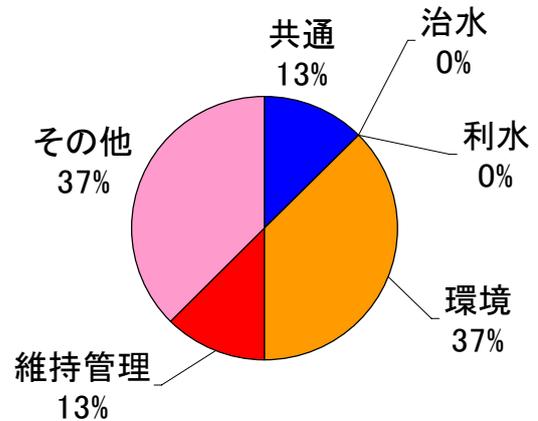
第4回パブコメ



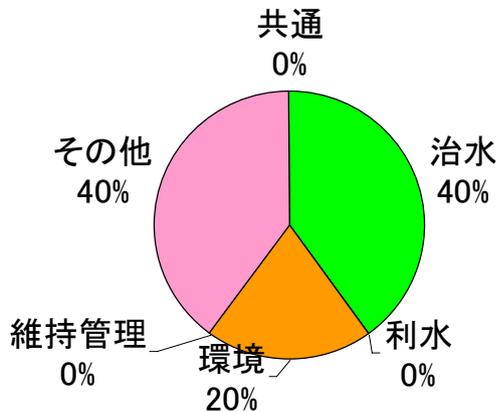
原案に対する市町村長意見照会(上流)



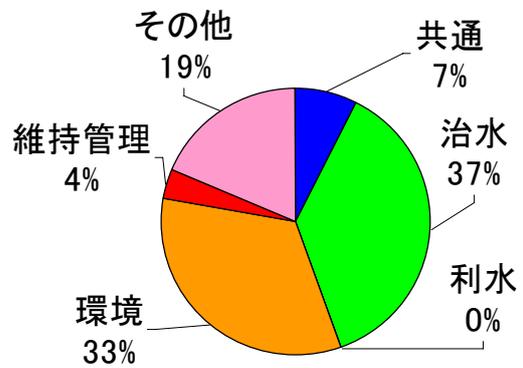
公述意見(上流)



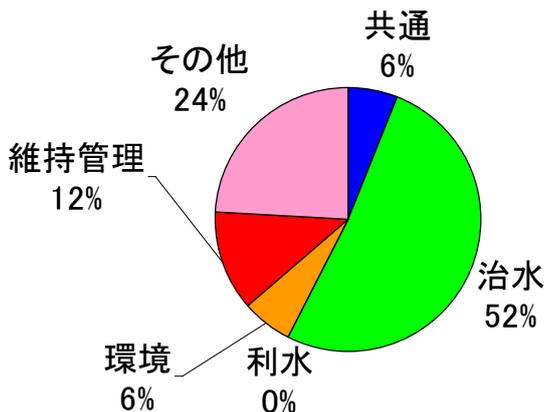
原案に対する市町村長意見照会(中流)



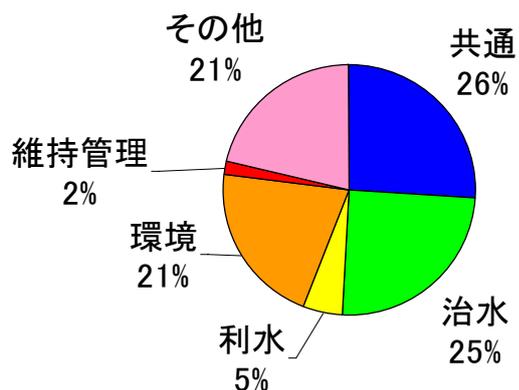
公述意見(中流)



原案に対する市町村長意見照会(下流)

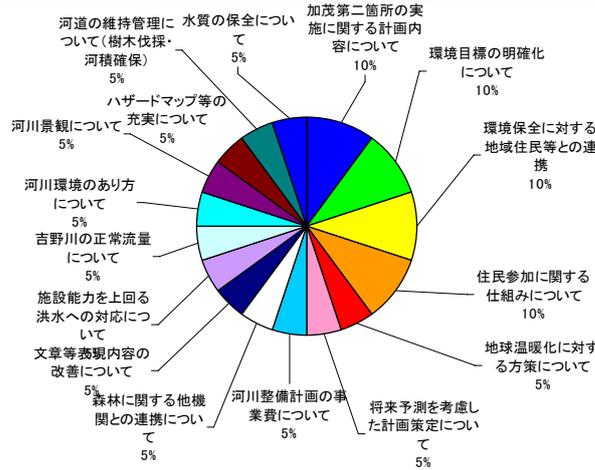


公述意見(下流)

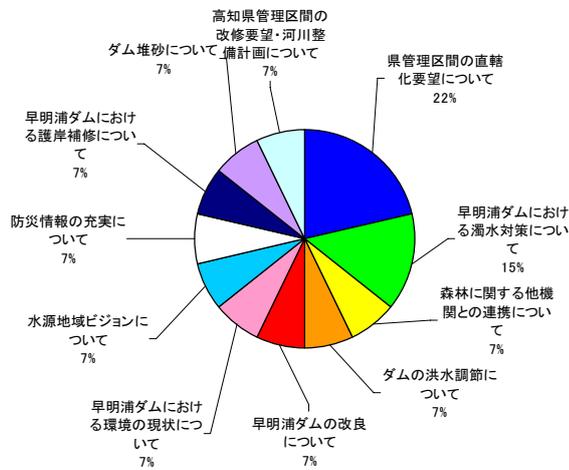


原案に対する発言テーマの割合

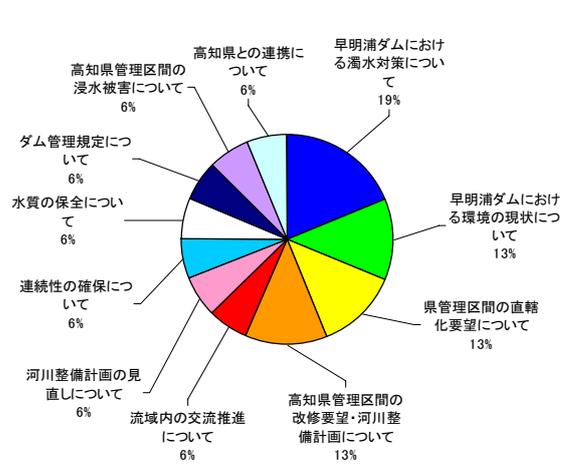
学識者意見聴取



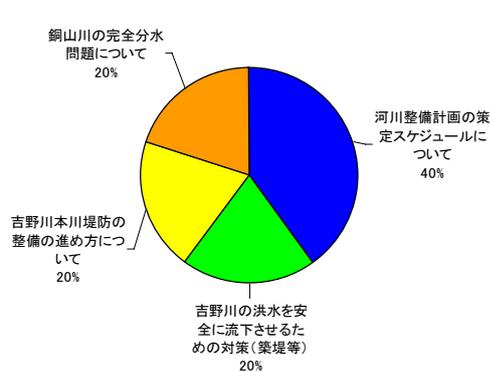
市町村長意見聴取(上流)



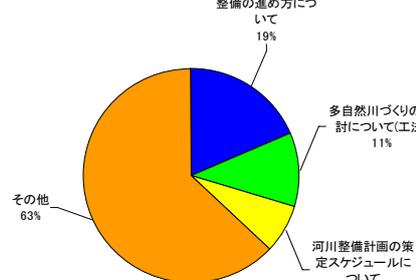
公聴会(上流域)



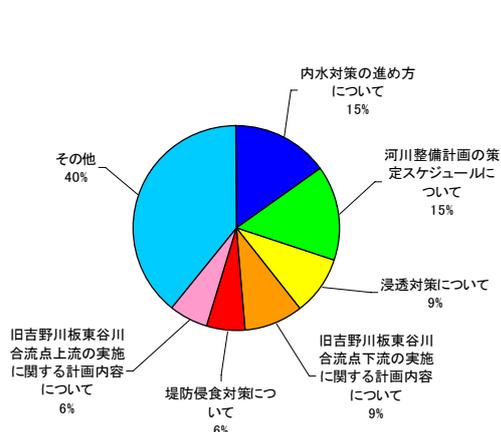
市町村長意見聴取(中流)



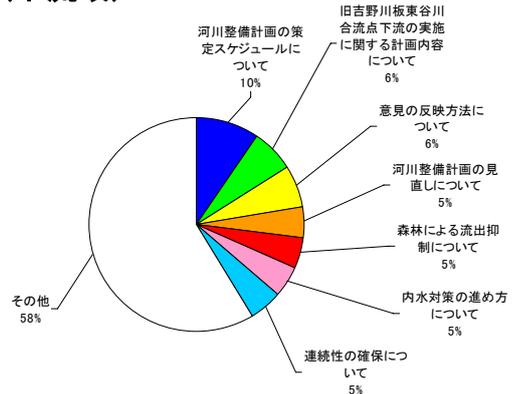
公聴会(中流域)



市町村長意見聴取(下流)

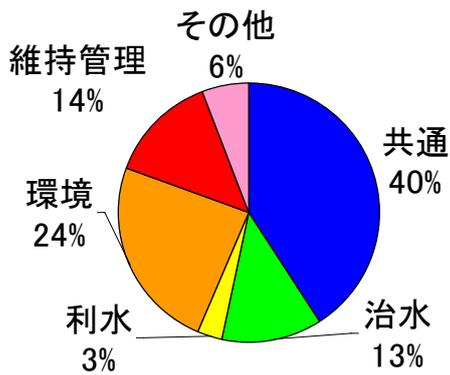


公聴会(下流域)

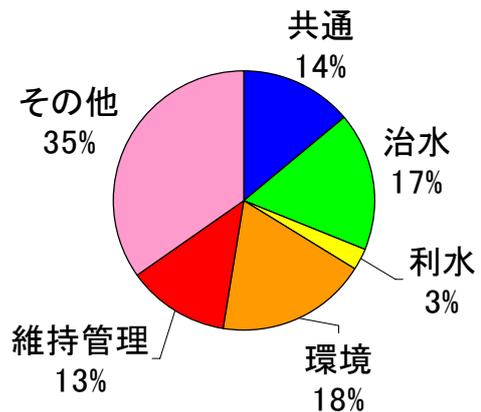


会場別意見の項目別分類(第1回～第3回)【参考】

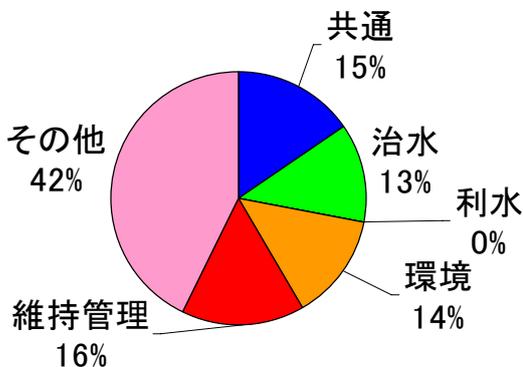
第1～3回学識者会議



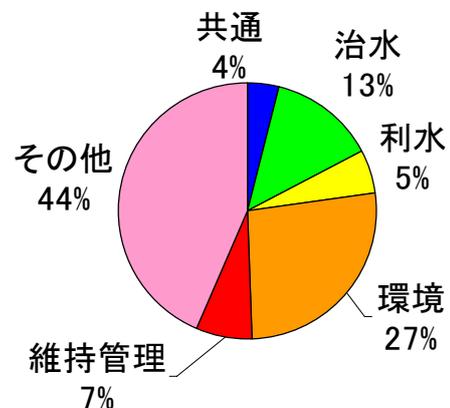
第1～3回パブコメ



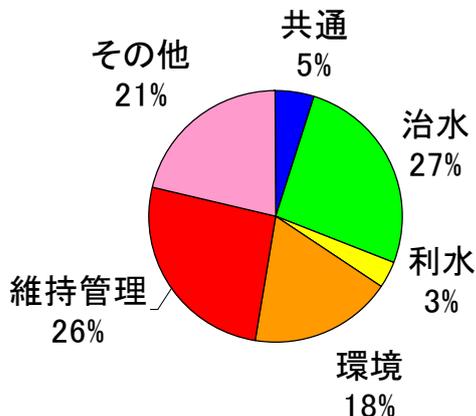
第1～3回市町村長の意見を聴く会(上流)



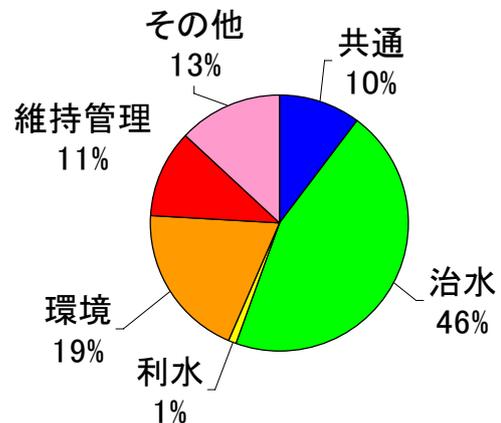
第1～3回住民の意見を聴く会(上流)



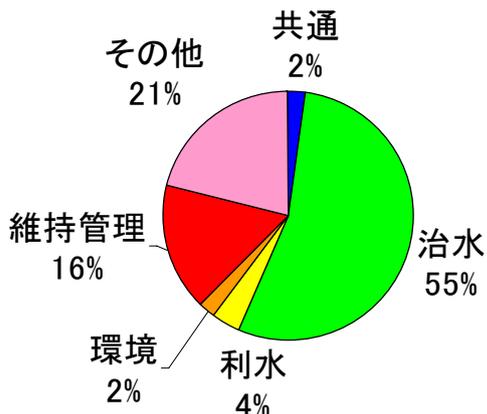
第1～3回市町村長の意見を聴く会(中流)



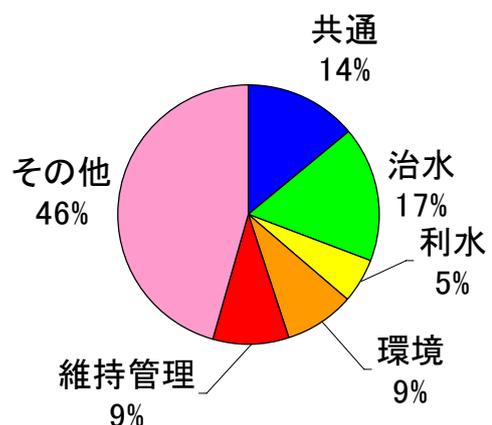
第1～3回住民の意見を聴く会(中流)



第1～3回市町村長の意見を聴く会(下流)

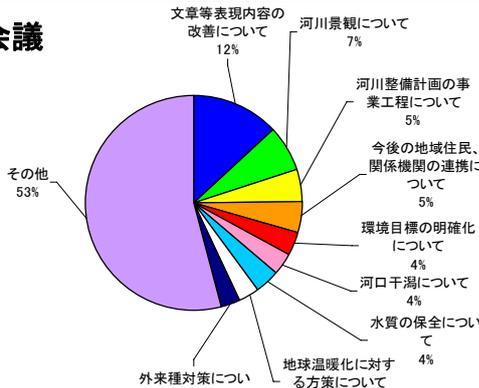


第1～3回住民の意見を聴く会(下流)

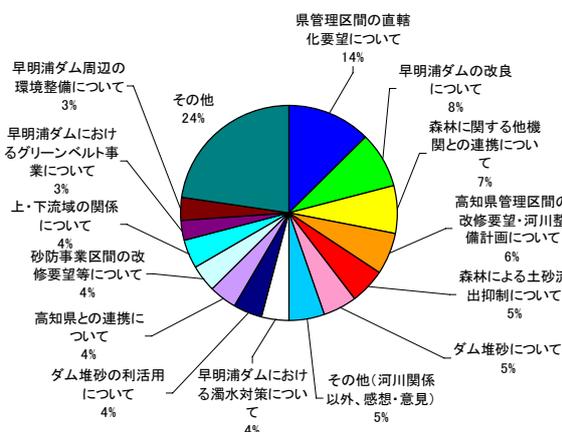


第1回～第3回における発言テーマの割合【参考】

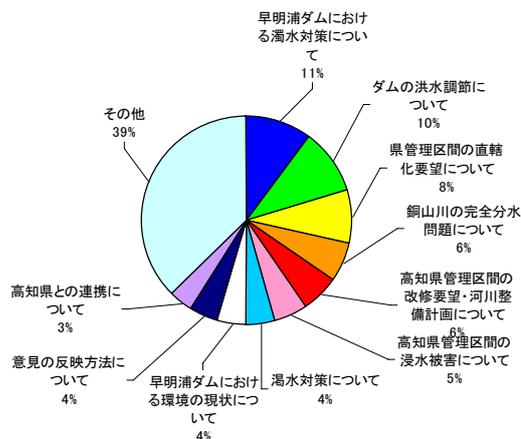
学識者会議



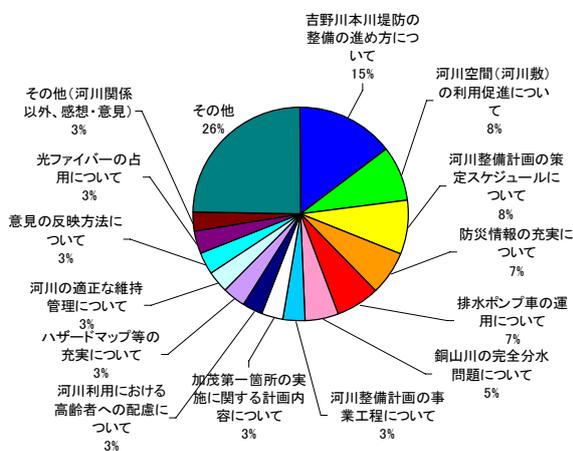
市町村長の意見を聴く会(上流)



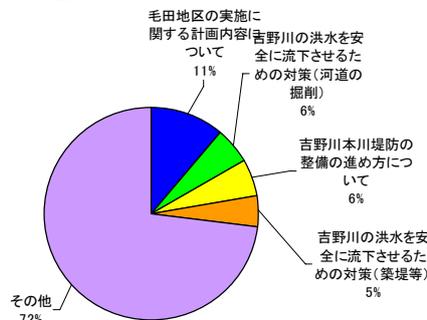
住民の意見を聴く会(上流域)



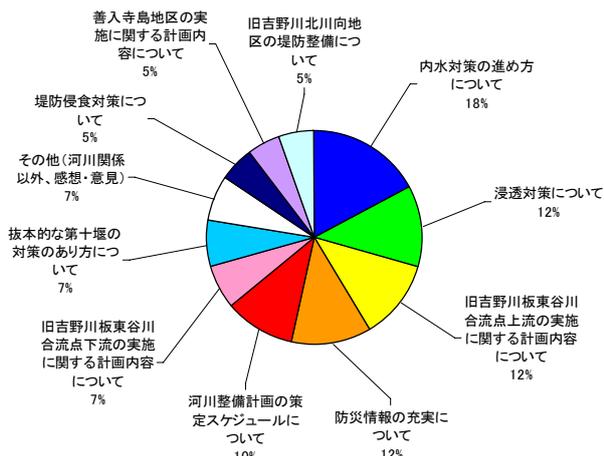
市町村長の意見を聴く会(中流)



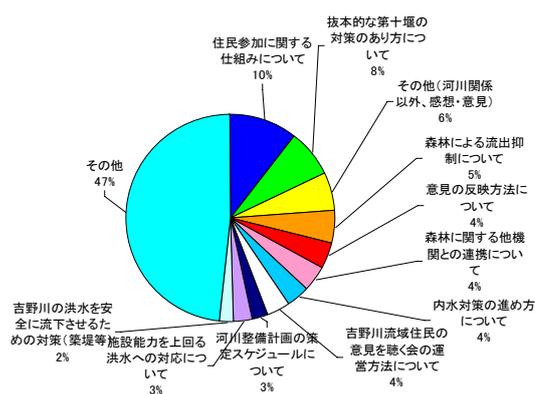
住民の意見を聴く会(中流域)



市町村長の意見を聴く会(下流)



住民の意見を聴く会(下流域)



3. 吉野川水系河川整備計画【案】の概要

■ 吉野川水系河川整備計画【案】の作成においては、公聴会及び学識者・流域市町村長のご意見を出来る限り反映し、25箇所での修正を行いました。また、時点修正として、統計資料の更新、整備の進捗による記述変更を行いました。(時点修正の例としては、吉野川本川上流の堤防整備率を「72%」から「63%」へ変更)

■ 主な修正箇所の概要は次の通りです。

1) 河川整備計画と河川整備基本方針との整合性について

- ◇ 整備計画の対象期間である30年間以降の将来における最終目標との整合性について、ご意見を頂きました。
- ◆ 河川整備計画の内容について、河川整備基本方針で定めた計画高水流量に対して、整合性を持った内容であることを明確にするために、修正を行いました。

(案 P71) (1) 吉野川 洪水を安全に流下させるための対応

吉野川における治水対策の目標は、河川整備基本方針では、基準地点岩津において、基本高水のピーク流量 $24,000\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち既設ダム及び流域内の洪水調節施設により $6,000\text{m}^3/\text{s}$ を調整して、河道の配分流量を $18,000\text{m}^3/\text{s}$ と定められているが、その目標を達成するには、長期間を要する。そこで、段階的に整備を実施することとし、今後、概ね30年間に実施する河川整備の内容を定める本整備計画では、戦後最大流量を記録し、甚大な浸水被害を発生させた平成16年10月の台風23号と同規模の洪水に対し、吉野川のはん濫による浸水被害を防止することを目標とした整備を実施する。具体的には、河川整備計画における目標流量は、岩津地点で $19,400\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち既設ダムにより $2,800\text{m}^3/\text{s}$ を調節して、河道への配分流量を $16,600\text{m}^3/\text{s}$ とする。この流量を安全に流下させるため、河川整備基本方針に沿い無堤地区の築堤・掘削等の事業を行い、吉野川のはん濫による浸水被害を防止する。

(案 P73) (2) 旧吉野川 氾濫被害軽減に向けた対応

旧吉野川・今切川における治水対策の目標は、河川整備基本方針では、基準地点大寺において、基本高水のピーク流量及び河道の配分流量 $1,500\text{m}^3/\text{s}$ と定められているが、その目標を達成するには、長期間を要する。そこで、段階的に整備を実施することとし、今後、概ね30年間に実施する河川整備の内容を定める本整備計画では、戦後最大規模の昭和50年8月台風6号と同規模の洪水や昭和36年9月第二室戸台風と同規模の高潮に対し、旧吉野川・今切川のはん濫による浸水被害を軽減することを目標とした整備を実施する。具体的には、河川整備計画における目標流量は、大寺地点で $1,100\text{m}^3/\text{s}$ 、このうち既設ダムにより $100\text{m}^3/\text{s}$ を調節して、河道への配分流量を $1,000\text{m}^3/\text{s}$ とし、旧吉野川下流(河口より14.6km付近下流)及び今切川沿いの必要区間について、河川整備基本方針に沿い築堤等の対策を行うことで、主要な市街地の旧吉野川・今切川のはん濫による浸水被害を軽減するとともに、旧吉野川上流区間の掘削を行い、川沿いの無堤地区における旧吉野川のはん濫による家屋浸水被害を概ね解消する。

2) 内水対策について

- ◇ 内水対策の充実や優先順位・スケジュールに対して、多くのご意見を頂きました。
- ◆ 現在事業中以外の内水対策については、各種のソフト対策や土地利用誘導などの対策を各行政機関と連携して実施していくと共に、危険箇所を検証し、被害の著しい地区については、関係機関と連携の上、総合的な内水対策を検討し必要に応じて適切な対策を行っていくものとしており、その内容を示しました。

(案 P92) 3) 内水対策等

吉野川の国(直轄)管理区間の川沿いには、現在 34 の地区において内水(河川に排水できずにはん濫した水)被害が発生する可能性があり、実際に平成 16 年 10 月台風 23 号等の洪水で内水被害が発生している。

内水被害の発生する可能性がある地区については、内水被害の軽減及び拡大防止のため、流域からの流出抑制や低地への家屋進出抑制等が必要であることから、ハザードマップの公表や水害展による啓発活動等のソフト対策をや流出抑制、土地利用誘導、河川情報の提供などの対策について地元自治体と連携して積極的に行う。

また、内水はん濫の状況に応じて、円滑かつ迅速に内水を排除するため、機動性がある排水ポンプ車を配備する。

吉野川沿いには、現状で ~~15~~16 箇所の既設排水ポンプ場(排水機場)(国(直轄)管理~~144~~164m³/s)が整備済であるが、今後、これらの施設の老朽化や機能低下が危惧されることから、必要に応じ適切な対策を実施する。

また、内水被害を軽減するため、内水被害の危険地域を検証し、家屋等の浸水被害が著しい地区については、内水の発生要因等を把握した上で、関係機関と連携の上、支川の改修や排水ポンプ場の新設・増設など、総合的な内水対策を検討し、必要に応じて適切な排水ポンプ場(排水機場)の新設・増設など必要な対策を実施する。

3) 早明浦ダムについて

- ◇ ダムからの冷水放流などにより魚類などの生息生育環境に悪影響を与えているとのご意見をいただきました。
- ◆ 早明浦ダムにおいて、低水温放流に対する改善策として「温水温存放流」の試行を行っている旨を、追加しました。

(案 P52) (2) 早明浦ダムの濁水等

平成 11 年には、表面取水設備から選択取水設備に改造を完了し、「早明浦ダム選択取水設備操作に関する検討会」を開催しその結果を受けて、洪水時における貯水池内の濁水の早期排除を目的とした操作ルール策定など、濁水軽減効果を発揮させるための改善対策を続けている。また、濁水時においては低水温の放流が発生することから、温水温存放流を平成 20 年 4 月から試験的に実施している。

(案 P127) (3) 水質の保全

早明浦ダムにおける洪水後及び濁水時の濁水長期化を軽減するために関係機関と連携し今後とも貯水池の適正な維持管理及び濁水発生の実態把握に努める。また、選択取水設備の運用や底泥除去を継続するとともに温水温存放流等を実施することで低温放流が発生しないように努め、さまざまな検討及び対策を今後も引き続き行う。

4) 伝統工法の採用について

- ◇ 伝統工法の採用や、石材や樹木植生などの材料における地場材の活用について、ご意見を頂きました。
- ◆ 伝統工法については、多自然川づくりの中で検討していくこととし、実施にあたっては、構造等について専門家等の意見を伺いながら実施したいと考えており、その内容を追加しました。

(案 P75) (1) 吉野川 動植物の生息・生育・繁殖環境

なお、工事等を実施する際には、現況における動植物の生息・生育・繁殖環境の現状の把握に努め、必要に応じ河川環境への影響を評価したうえで、河川環境への影響を軽減するために必要な回避・低減・代償等（ミチゲーション）を実施するとともに、「多自然川づくり」を基本とし、構造等に配慮しながら河川環境の保全に努める。

(案 P76) (2) 旧吉野川 動植物の生息・生育・繁殖環境

なお、工事等を実施する際には、現況における動植物の生息・生育・繁殖環境の現状の把握に努め、必要に応じ河川環境への影響を評価したうえで、河川環境への影響を軽減するために必要な回避・低減・代償等（ミチゲーション）を実施するとともに、「多自然川づくり」を基本とし、構造等に配慮しながら河川環境の保全に努める。

5) 交流推進や連携・協働について

- ◇ 上流・中流・下流域の交流や河川整備計画と他分野の計画の連携について、ご意見を頂きました。
- ◆ 現在までも交流に対する取り組みは各種実施しておりますが、上流・中流・下流域の交流の重要性を踏まえ、追加しました。

(案 P133) 5 今後に向けて

そのためには、地域住民、自治体、関係機関、河川管理者等が、吉野川流域の情報を共有しるとともに、上流・中流・下流域の交流も含め、連携・協働して取り組んでいくことが不可欠である。

(案 P133) 5-2 地域住民、関係機関との連携・協働

洪水による被害の発生防止・軽減を図るためには、関係機関が連携し、防災対策に関する計画を相互に調整しつつ取り組むことが重要である。また、防災に関する情報を適切に活用するためには、「知らせる努力と知る努力」が重要である。

吉野川水系河川整備計画【案】

— 吉野川の河川整備(国管理区間) —

— 概要版 —

■河川整備計画の目標に関する事項

1) 河川整備の基本理念

- (1) 安全で安心できる吉野川の実現
- (2) 河川本来の自然環境を有する吉野川の再生
- (3) 地域の自然・景観・社会環境に調和し個性ある吉野川の創造

2) 整備計画の対象区間・対象期間等

- ① 対象区間：吉野川水系の国管理区間
- ② 対象期間：概ね30年



3) 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

(1) 吉野川（洪水を安全に流下させるための対応）

吉野川：戦後最大流量を記録し、甚大な浸水被害を発生させた平成16年10月の台風23号と同規模の洪水に対し、吉野川のはん濫による浸水被害を防止することを目標とした整備を実施します。

河川名	地点名	目標流量	既設ダムによる洪水調節流量	河道整備流量 (河道の整備で対応する流量)	備考
吉野川	岩津	19,400m ³ /s	2,800m ³ /s	16,600m ³ /s	基準地点

(2) 旧吉野川（はん濫被害軽減に向けた対応）

旧吉野川：戦後最大流量を記録した昭和50年8月台風6号と同規模の洪水や昭和36年9月第二室戸台風と同規模の高潮に対し、旧吉野川・今切川のはん濫による浸水被害を軽減することを目標とした整備を実施します。

河川名	地点名	目標流量	既設ダムによる洪水調節流量	河道整備流量 (河道の整備で対応する流量)	備考
旧吉野川	大寺	1,100m ³ /s	100m ³ /s	1,000m ³ /s	基準地点

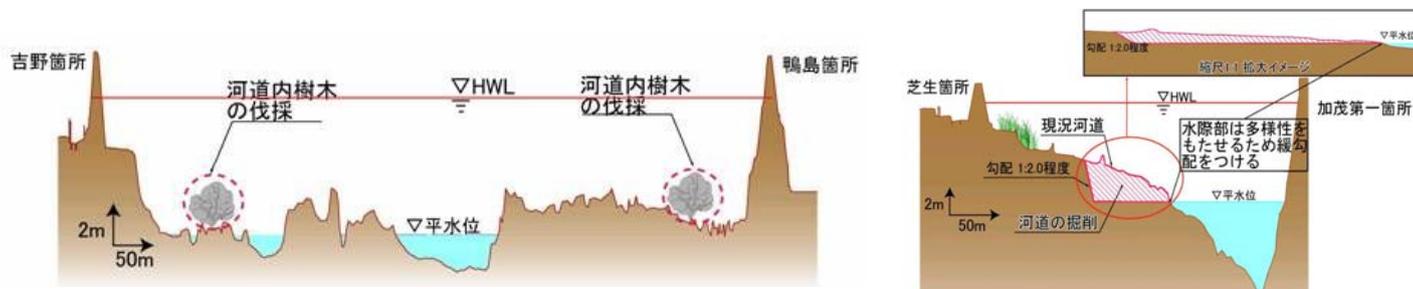
■河川整備の実施に関する事項

1) 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項

● 整備の内容（吉野川）

① 洪水を安全に流下させるための対策

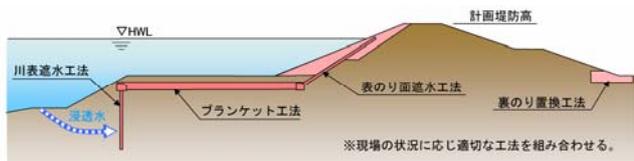
- ・ 河道整備流量 $16,600\text{m}^3/\text{s}$ （岩津地点）を安全に流下させる河道断面を確保するために、堤防等の整備を実施します。また、岩津上流（池田～岩津）の狭隘地区では、地元との調整を図りながら必要に応じて輪中堤の設置や宅地嵩上げ等を行います。堤防等の整備を実施してもなお、流下断面が不足する区間では、河道の掘削、樹木伐採等を行い、必要な流下断面を確保します。



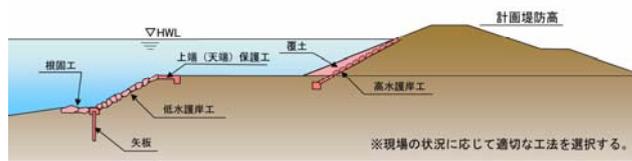
河道の掘削等イメージ図：吉野川

② 浸透・侵食対策

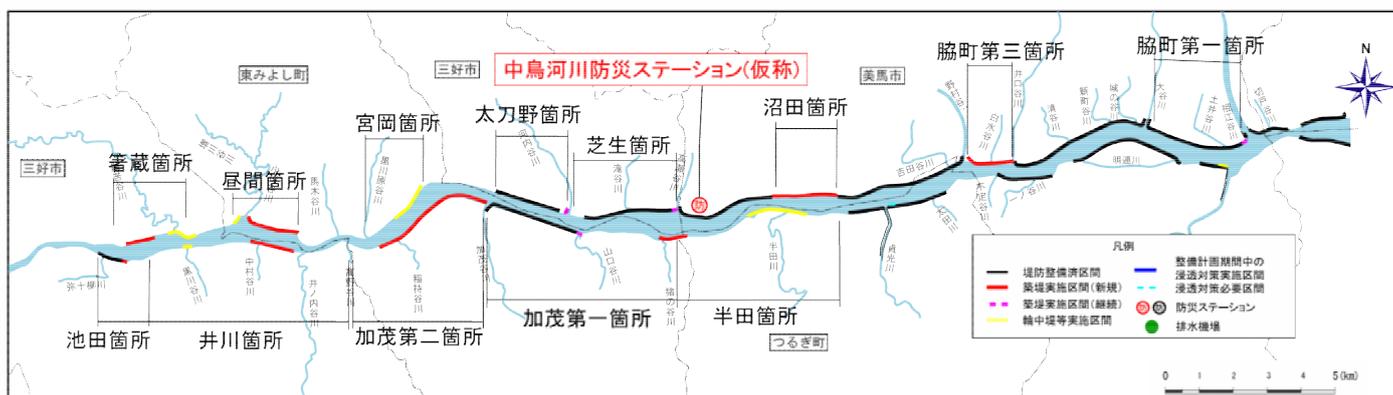
- ・ 浸透については、漏水被害の発生した区間を優先的に整備するとともに、その他漏水区間においても、被害状況を注視しつつ、現在の堤防が有している安全度等を総合的に判断し対策を実施します。
- ・ 侵食については、被災の状況を注視するとともに、被災履歴、被災規模、現在の護岸の安全度、背後地の社会的条件から総合的に判断し、必要な箇所に対して侵食対策を実施します。



浸透対策のイメージ図



侵食対策のイメージ図



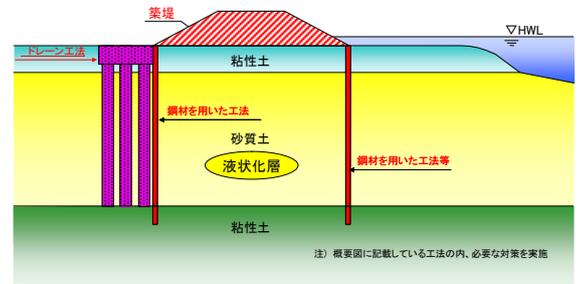
堤防の整備・浸透対策を実施する区間及び排水機場・防災ステーションを設置する箇所（吉野川）

② 浸透対策

- 被害状況を注視しつつ、被災規模、現在の堤防が有している安全度等から、総合的に判断し、必要に応じて浸透対策を実施します。

③ 地震対策

- 河川構造物等の損傷や浸水被害を防ぐため、当面、地震・津波の影響が比較的大きい下流部において、築堤等の実施と併せて河川構造物の供用期間中に発生する確率が高い地震動に対する耐震対策を実施します。
- 東南海・南海地震等の現在から将来に渡って考えられる最大級の強さを持つ地震動への対応が必要な区間については、徳島県が所管し同一地区を防御する海岸堤防等への対応状況等も考慮しつつ、段階的に事業を実施します。



地震対策実施イメージ図

● 整備の内容（吉野川・旧吉野川）

① 防災関連施設の整備

a) 河川防災ステーション等の整備

- 水防作業ヤードや水防資機材の備蓄基地を整備するとともに、水防資機材運搬車両等の運行に必要なとなる方向転換場所（車両交換場所）の整備に努めます。
- 災害情報の集配機能、水防団等の活動拠点機能、物資輸送の基地機能等の水防活動を支援する機能を併せ持つ拠点・避難場所として、河川防災ステーションを必要に応じて関係機関と連携して整備します。



河川防災ステーションの整備イメージ図

b) 排水ポンプ車等の作業場の整備（吉野川のみ）

- 内水はん濫時に応急的な対策としての排水ポンプ車及びクレーン車等の作業場を、現地状況・内水被害実績等を考慮し、必要な箇所に整備します。

c) 側帯の整備

- 緊急用の土砂等を備蓄するために堤防に設ける側帯についても整備に努めます。

d) 光ファイバー網等の整備

- 水位、雨量、画像等の河川情報を収集し、迅速かつ効果的な洪水対応を行うとともに、その情報を関係自治体等へも伝達し、水防活動や避難誘導等に活用するため、観測設備、河川監視カメラ、光ファイバー網等を整備します。

2) 河川環境の整備と保全に関する事項

① 動植物の生息・生育環境の保全・再生

a) レキ河原の保全・再生

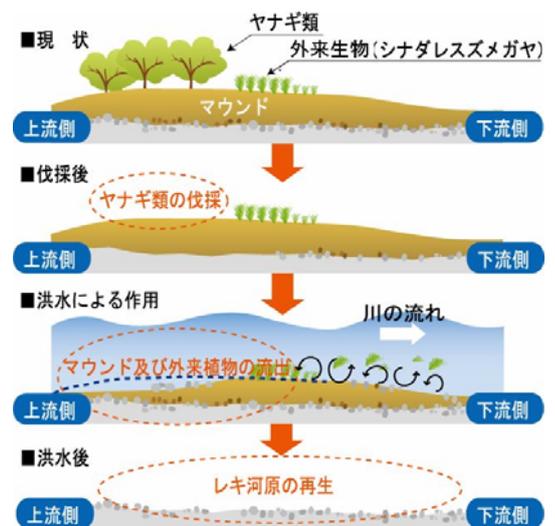
- シナダレスズメガヤの侵入・拡大の要因となる河道内樹木の伐採を実施するとともに抜き取り等の対策についても検討します。

b) 水際環境の保全・再生

- 水際のなだらかな連続性（エコトーン）が消失している場所では、ヤナギ類を伐採します。

c) 河道内樹木の取扱い

- 洪水の安全な流下の支障となっている箇所や吉野川本来の景観や自然環境を変化させている箇所において、吉野川の望ましい河川環境の創出・再生を目的として樹木管理を行います。



レキ河原再生のイメージ（吉野川）

② 河川空間の整備と適正な利用

a) 人と川のふれあいに関する施策の推進

- 河川利用の推進と体験活動の充実を図ること及び魅力と活力ある地域形成のため、地域と一体となった空間整備を行います。

b) ダム貯水池周辺整備の推進

- 関係機関と連携して、ダム環境の整備や利便性の向上等を図ります。



坂路（バリアフリー）の整備事例

様々なご意見を踏まえた 今後の取り組みについて (現在の状況)

課題の解決に向けた具体的な取り組み

